

**東海道新幹線へのアクセス改善に伴う
首都圏在住者の観光意向調査業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務を行う目的

本県では、前回の伊勢神宮式年遷宮（平成25（2013）年）以降、首都圏からの宿泊来訪者数が年々減少傾向にあることをふまえ、国内外の人や情報が集中する首都圏等の大都市圏において情報発信を強化し、本県への誘客促進を図っているところです。

そのような中、首都圏では本年3月に東急新横浜線が開業し、都内南西部では、従来 JR 品川駅や東京駅を経由することが多かった東海道新幹線へのアクセスが大幅に改善され、首都圏からは主に東海道新幹線を利用することになる本県への観光誘客にとっても、非常に大きな好機となっています。

さらに、都内南西部は、いわゆる「東急沿線地域」といわれるエリアであり、首都圏の中でも特に高所得者が多い地域とされています。本県では、首都圏での観光プロモーションにおいて、多くの観光消費額が期待できる高所得者をメインターゲットにしていることから、東急沿線地域はまさに首都圏プロモーションの重点エリアにふさわしいと考えています。

本事業では、本県が重点エリアとする東急沿線地域で、将来プロモーションを本格的に展開していくことを見据え、当該地域でプロモーションを行った場合にどのような反応があるのか、どのような観光コンテンツが魅力的と思われるのか、また、どのようなプロモーション手法が効果的なのか等を調査することを目的に、当該地域に強固な基盤を持ち、地域住民の重要な交通手段となっている東急電鉄を活用した広告出稿と、それに伴うインターネットアンケート調査を実施します。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、東海道新幹線へのアクセス改善に伴う首都圏在住者の観光意向調査業務を委託すべき業者を選定するために実施するものです。

3 委託業務の内容（詳細は別添業務委託仕様書のとおり）

(1) 委託業務名

東海道新幹線へのアクセス改善に伴う首都圏在住者の観光意向調査業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

(3) 契約上限額

9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とします。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできません。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

(1) 提出書類 各1部

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※ 共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

ウ 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」のうち、いずれかの写し

(2) 提出期限

令和5年12月13日（水）12時

(3) 提出方法

16の問い合わせ先に、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

※ 郵送又は電子メールの場合は必ず到着を確認してください。

6 企画提案コンペに関する質問の提出及び回答

(1) 質問の提出期限

令和5年12月6日（水）12時

(2) 質問の提出方法

16の問い合わせ先に電子メールで提出してください。

電子メール送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年12月8日（金）17時までに三重県ウェブサイトに掲載します。

7 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）」等により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して、令和5年12月15日（金）17時までに通知します。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記7(2)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出資料 各10部

ア 企画提案書

- ・ 原則A4版で表紙を含め20ページ以内、両面長辺綴じ印刷、文字サイズ10ポイント以上
- ・ 別添業務委託仕様書の内容をふまえ、可能な限り具体的に提案すること。ただし、下記の項目については、必ず提案書に記載してください。

【東急電鉄車両への広告出稿】

- 具体的な広告媒体
- 1車両あたりの媒体数

【東急電鉄利用者を対象とした観光意向調査】

- 調査概要（具体的な調査対象・地域・期間・手法等）
- インターネットアンケートの調査項目案
- 東急沿線地域でプロモーションを実施する際の効果指標や数値目標案（本調査前の時点における想定で結構です。）

【その他】

- 全体スケジュール
- 実施体制

イ 見積書（任意様式）

- ・ 課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ・ 費用の内訳を可能な限り記載すること。
- ・ 社名及び代表名を記載すること。なお、発行責任者、担当者の氏名、連絡先の記載がある場合、代表者印は不要です。

ウ 企画提案者の活動概要がわかる資料

- ・ 組織概要や体制等がわかる書類（自社パンフレット等でも可）
- ・ 過去5年間の類似業務の事例概要（主なもの）

(3) 提出期間

令和5年12月22日（金）9時から17時まで（厳守）

※ 提出期間外に提出された場合、提出期間前であったとしても受理することはできませんので、ご注意ください。

(4) 提出方法

16 の問い合わせ先に、持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送する場合は一般書留郵便で、(3) 提出期間内に到着するよう配達日時の指定を行い、企画提案書等が(3) 提出期間内に確実に届くかどうかを送付前に郵便局で確認してください。また、発送した後に、電話にて16 の問い合わせ先に発送した旨の連絡をしてください。

9 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料等については、別に設置する「東海道新幹線へのアクセス改善に伴う首都圏在住者の観光意向調査業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」といいます。)において審査のうえ、最優秀提案者を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

なお、選定において、最低制限基準点(合計満点比60%)未満の提案は失格とします。また、この基準は一者提案となった場合も同様とします。

(2) 審査基準

以下の項目により、審査します。

なお、「ア 企画性」、「イ 経済合理性」については、配点を2倍とします。

ア 企画性 (比重配点×2)

- ・ 事業目的の達成に効果的な企画となっているか。
- ・ 具体的かつ実現可能な企画となっているか。
- ・ オリジナリティのある企画となっているか。

イ 経済合理性 (比重配点×2)

- ・ 見積もりには必要な経費が含まれているか。
- ・ 企画に対して、費用見積もりは適切か(費用対効果は高いか)。
- ・ 適切な予算配分となっているか。

ウ 効果検証

- ・ 事業目的を適切に検証できる仕組みとなっているか。
- ・ アンケートの調査項目案や、プロモーションの効果指標及び数値目標案は適切に設定されているか。

エ 実施体制

- ・ 実施にあたって、三重県との協議をふまえ、柔軟に対応することが可能か。
- ・ 業務に関係する社内外組織との連携体制は十分か。

(3) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたり、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 実施日 (予定)

令和5年12月26日 (火)

イ 実施方法

オンライン

※ 三重県が指定するオンライン会議システムを利用してプレゼンテーションを実施します。

ウ 時間

改めて別途通知します。

エ 説明者

3人までとします。

オ その他

- ・ プレゼンテーションは、事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。
 - ・ 提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。
- ※ 提案者が多数の場合における事前の書類審査の結果（優秀提案者に選定か非選定かの結果）については、令和5年12月25日（月）15時までに通知します。

（4）審査結果

最優秀提案者が決定した後に、各提案者に対して速やかに通知します。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- （1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）（有料）の写し（提示可）
 - （2）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）（無料）の写し（提示可）
 - （3）過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- ※ 三重県が指示した日までに提出してください（FAX 又は電子メール可）。

11 契約方法に関する事項

- （1）契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- （2）契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契

約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

なお、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続き中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

14 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 提出された全ての書類は返却しません。
- (5) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 選考経過は公表しません。
- (7) 審査結果についての異議申立は受け付けません。

16 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県観光部観光誘客推進課 寺井

TEL 059-224-2802

FAX 059-224-2801

E-MAIL kankoyu@pref.mie.lg.jp